## 防犯対策を推進する地区の指定について

- 1 地区名 動坂町会地区
- 2 団体名及び代表者 動坂町会 会長 内藤 マリ子 氏
- 3 地区の範囲
  千駄木4丁目1番、6~8番、9番(2~7号)、11~24番、本駒込4
  丁目20~25番、38~43番
  ※裏面地図参照
- 4 地区指定経過 平成31年4月1日 推進地区指定の申請 令和元年5月16日 安全・安心まちづくり協議会において承認 6月3日~7月2日 該当地区の区民意見を聴取 (寄せられた意見なし)

7月16日 推進地区指定日(~令和4年7月15日)

(注) 防犯対策を推進する地区とは、文京区安全・安心まちづくり条例に基づき、安全・安心まちづくりに関する特定施策として、自主防犯パトロールなどを行う地区をいう。

動坂町会地区の範囲(防犯対策を推進する地区)

